徳島大学教職員労働組合 中央執行委員長 今井晋哉

「新型コロナ感染症対策慰労金」の対象者について(訂正)

日頃より徳島大学病院の充実発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また、組合活動へのご理解と良好な関係の維持にも感謝しております。

さて、ご承知の通り政府はすべての病院労働者に対して「新型コロナ感染症対策慰労金」を支給する方針で、現在、各病院はその申請作業を行っております。組合員からの情報では、徳島大学病院では、申請の対象者を「病院雇の者」に限定しているとのことでした。そこで病院に事実確認をお願いしたところ、「徳島大学と雇用関係にある者」については、「病院に所属する職員」を対象とするとのことでした。

- 1) しかし、技術補佐員等の場合には、同じような業務をしていても、形式上「病院所属」か「研究部所属」かが分かれている場合があります。そうした場合、所属ではなく、実際に患者と対応するかどうかという業務の内容面から判断する必要があると思われます。
- 2) 例えば、同じ講座の中で同様の仕事をしている人の一方が支給対象となり、他方はならないということになる可能性があります。そうしたことがあれば、<u>医療のチームワークに大きなひびが</u>入る恐れがあります。
- 3) また、厚労省発出の『「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」医療機関等の申請マニュアル〜医療機関等用〜Ver 1.4 2020.08.04』には、「法人本部等での勤務のみであるなどの、日常的には患者と接することが少ない医療従事者や職員であっても、例えば、病院の敷地内で、対面する、会話する、同じ空間で作業するなど、医療機関内で患者に何らかの応対を行うことになっている場合には患者と接する医療従事者や職員に含まれます」と解説しています。
- 4) この件について当組合で県の担当者に問い合わせたところ、「申請対象となるかどうかと給料の出どころは関係ない。<u>病院として申請対象に該当すると判断すれば受理する</u>」との回答を得ております。

これらの点に鑑みて、徳島大学病院でもなるべく広い範囲の職員を申請対象とするように、再考 をお願いいたします。たとえば、各診療科・講座の教授が判断し、病院長が承認するなどの方法で、 実際の勤務内容に即した判断が可能だと考えます。

下記の通り、この件については9月16日に予定しております病院長懇談にて、追加の議題として協議いたしたいと存じます。よろしくお取り計らいください。

記

「新型コロナ感染症対策慰労金」の申請対象者の線引きについて、病院長懇談の追加議題とすることをお願いいたします。